

地質・土質業務共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R5.10.1)	現 行(R3.10.1)
<p>第1-1条～第1-10条 [略]</p> <p>第1-11条 提出書類 1～2 [略]</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、<u>（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」）が実施している業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後、15日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</u></p> <p>なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が、15日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>第1-1条～第1-10条 [略]</p> <p>第1-11条 提出書類 1～2 [略]</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、<u>速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>
<p>第1-12条～第1-18条 [略]</p> <p>第1-19条 成果物の提出 1～3 [略]</p> <p>4 受注者は、「電子納品に係る実施要領」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、<u>「電子納品運用ガイドライン（案）」「CAD製図基準に関するガイドライン（案）」等を参考にし、監督員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</u>なお、「要領」で特に記載が無い項目については、<u>監督員と協議のうえ決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。</u></p>	<p>第1-12条～第1-18条 [略]</p> <p>第1-19条 成果物の提出 1～3 [略]</p> <p>4 受注者は、「電子納品に係る実施要領」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。<u>「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</u></p> <p>[新設]</p>

地質・土質業務共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R5.10.1)	現 行(R3.10.1)
<p><u>6</u> [略]</p> <p>第1-19条～第1-23条 [略]</p> <p>第1-24条 条件変更等</p> <p>1 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第<u>30</u>条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第1-25条 契約変更</p> <p>1 [略]</p> <p>2 (1) 第1-<u>23</u>条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事 (2)～(3) [略]</p> <p>第1-26条 [略]</p> <p>第1-27条 一時中止</p> <p>1 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合においては、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災という。」）による調査業務等の中断については、第1-<u>36</u>条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>第28条～第30条 [略]</p> <p>第1-31条 再委託</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、模型作成、速記録の作成、アンケート票の配付、電子納品の作成、その他特別仕様書に定める事項の再委託</u>に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3 受注者は、<u>前2項</u>に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を</p>	<p><u>5</u> [略]</p> <p>第19条～第23条 [略]</p> <p>第1-24条 条件変更等</p> <p>1 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第<u>29</u>条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第1-25条 契約変更</p> <p>1 [略]</p> <p>2 (1) 第1-<u>22</u>条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事 (2)～(3) [略]</p> <p>第1-26条 [略]</p> <p>第1-27条 一時中止</p> <p>1 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合においては、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災という。」）による調査業務等の中断については、第1-<u>35</u>条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>第28条～第30条 [略]</p> <p>第1-31条 再委託</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、アンケート票の配付、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特別仕様書に定める事項とし、これらの簡易な再委託</u>に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3 受注者は、<u>第1項及び第2項</u>に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注</p>

地質・土質業務共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R5.10.1)	現 行(R3.10.1)
<p>得なければならない。</p> <p>4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者が、長野県建設工事入札参加資格者もしくは測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中<u>に再委託してはならない。</u></p> <p>5 受注者は、初回打合せ時に契約書第7条第1項から第3項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、発注者に説明するものとし、受注者はその結果を<u>打合せ記録簿</u>に記録しなければならない。また、受注者は、契約書第7条3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第1-32条 [略]</p> <p>第1-33条 守秘義務</p> <p>1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。<u>ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第1-32条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第1-34条以降 [略]</p>	<p>者の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者が、長野県建設工事入札参加資格者もしくは測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中<u>ではならない。</u></p> <p>5 受注者は、初回打合せ時に契約書第7条第1項から第3項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、発注者に説明するものとし、受注者はその結果を<u>書面（打合せ記録簿）</u>に記録しなければならない。また、受注者は、契約書第7条3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第1-32条 [略]</p> <p>第1-33条 守秘義務</p> <p>1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第1-34条以降 [略]</p>